

令和8年度募集に係る質問・回答(地域伝統行事・民俗芸能等)

令和7年12月11日現在

区分	質問	回答
事業概要	補助対象経費について、それぞれの保存会ごとではなく1実行委員会で1,000万円が上限か。	1実行委員会等で上限1,000万円です。保存会ごとに1,000万円ではありません。
	補助金の額・自己負担の考え方 要望時に補助対象外経費として計上したものを、申請時に補助対象経費として申請することは可能か。	交付要望と交付申請とで事業内容の変更は、原則不可です。要望時に記載のなかった事業や補助対象外経費として計上していた事業を交付申請時に補助対象経費として計上することはできません。また、査定により要望額より大幅に減額となったため、事業の一部を取りやめる場合を除いては、基本的に仕様変更も認められません。
	用具等整備事業(修理・新調)、後継者養成事業、記録作成・情報整備事業をすべて行わないと補助対象にならないか。この内、いずれか一つのみでも補助対象になるか。	いずれか一つの事業でも応募可能です。
補助事業の対象範囲	用具等整備事業(修理) 地域に古くからある神社の祭りで使用する神輿は、補助の対象となるか。	本補助事業は、概ね戦前に始まった伝統行事等に関する事業が対象となります。ただし、社寺等の宗教団体所有の神輿・備品等は、社寺等が実行委員会等の構成団体であっても補助の対象となりません。
	用具等整備事業(修理) 修理を予定している用具について、使用素材を変更することは可能か。	本補助事業の対象は、古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限ります。ただし、学識経験者等の専門家により、素材の変更によって文化財の価値に変容が生じないことを明らかにしたうえで、その内容が審査において認められれば、補助対象となる可能性があります。なお、採否は外部有識者による審査によって決定します。
	用具等整備事業(新調) もともと所有していない貸出し用の法被の新調について、50着という上限数は一実行委員会あたりの上限数でよいか。	もともと所有していない貸出し用の法被の新調については、一実施団体(保存会等)あたり50着を上限とします。
	用具等整備事業(新調) もともと所有していない貸出し用の法被の新調を要望する場合、要望書の作成において、通常の用具等整備(新調)と異なる留意点等はあるか。	もともと所有していない貸出し用の法被を新調しようとする場合は、次の点にご注意ください。 ・要望書にて必要とする理由を詳細に記載すること。(不記載の場合、審査ができませんため、不採択となります。) ・様式3支出内訳欄には、現有の用具の新調と分けて記載すること。 ・現況写真添付台紙に写真の貼付けは不要。 ・保存会会員の増加に関する書類(名簿等)の提出は、現時点では求めていませんが、個別に確認を行う場合があるため実行委員会等内で必ず整理しておくこと。
	用具等整備事業(新調) 貸出し用の法被の新調について、新調する法被のデザインが以前より使用しているものと全く異なる場合は、補助対象外となるか。	本補助事業の対象は、古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限ります。ただし、学識経験者等の専門家により、デザインの変更によって文化財の価値に変容が生じないことを明らかにしたうえで、その内容が審査において認められれば、補助対象となる可能性があります。なお、採否は外部有識者による審査によって決定します。
	用具等整備事業(新調) 既に所有している貸出し用の法被を新調する場合についても、「1着当たり5万円(税込)かつ50着を上限」の条件は適用されるか。	「1着当たり5万円(税込)かつ50着を補助対象経費の上限とする」のは、もともと所有していない法被の新調に限ります(募集案内p.4)。既に所有している法被を新調する場合は、通常の用具等整備(新調)に該当しますので、1点当たりの上限は10万円(税込)であり、数の上限は現在所有している数までになります。なお、既に所有している部数を超える新調が認められるのは、保存会会員数の増加、維持、伝統行事等の保存継承に資する目的の場合であることをご留意ください。
後継者養成事業	法被以外の衣装や用具等は、もともと所有していない数量を超える新調は認められないか。	貸出し用の法被を除き、保有している(又は所有していた)数量を超える数の新調は補助の対象となりません。
後継者養成事業	後継者養成事業は、伝統芸能の練習であれば補助対象となるのか。	補助対象となるのは、地域に古くから継承されている地域に固有の文化遺産に限るため、地域に固有の伝統芸能や民俗芸能が補助対象となります。
共通の留意点	補助制度の併用について、国以外の補助金の併用は可能か。その場合、収支予算書の本事業以外の補助金・助成金に計上しなければならない、という理解でよいか。	地方公共団体や助成団体など、国が実施する他の補助事業以外の補助を受けることは可能です。その場合、収支予算書をはじめとする各様式において、記載が求められる箇所に記載ください。
	用具等整備事業において、対象用具は同一で事業内容が異なる場合は、他の補助事業と重複して補助を受けることが可能か。また、同一の無形民俗文化財で、保存会が地域伝統行事・民俗芸能等の用具等整備事業を、伝承教室が伝統文化親子教室の補助を受けることは可能か。	同一の事業内容について、国が実施する他の補助事業と重複して補助を受けることはできませんが、異なる事業内容であれば、それぞれの窓口に適切な要望書をご提出ください。
補助事業者の要件	国指定文化財の保存団体であっても、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で補助対象とならない事業内容であれば、地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)・(地域伝統行事・民俗芸能等)の補助対象となる可能性はございます。なお、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は、民俗文化財等伝承・活用等事業費国庫補助事業での補助となるため、まずは文化財第一課へお問合せください。	1地方公共団体で1実行委員会しか持てないのか。2実行委員会は持てないのか。
実施方法	1地方公共団体につき、1実施計画、1実行委員会等としてください。	1団体からの申請で、単年での実施も応募可能か。
応募方法	「指導書」とはどのようなものか。	学識経験者等の専門家に向けた指導内容を書面(様式任意)として提出いただくものです。詳細は、募集案内(詳細版)p.12、16、19をご確認ください。
その他	採択額が要望額より減額された場合、申請内容を要望内容から減らすのは問題ないか。	問題ありません。